宣誓継続後の手続に関する説明書

宣誓継続の後、以下の場合は、事前予約の上、別途、手続が必要です。

1 宣誓書受領証等を汚したり、なくしたりした場合

「パートナーシップ宣誓書受領証」又は「パートナーシップ宣誓書受領カード」を汚したり、なくしたりした場合は、宣誓書受領証等の「再交付申請」をすることができます。 なお、紛失による再交付時に、以前交付したものが発見された場合には、これを返還いただきます。

2 氏名・通称名を変更した場合

氏名・通称名を変更した場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等の「変更届出」が必要です。

3 宣誓書受領証等の返還が必要な場合

次の(I) から(5) の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等の「返還届出」が必要です。届出の際、2人分の「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」を返還いただきます。ただし、(I) の場合には、I 人分の返還があればパートナーシップが解消されたものとみなします。

- (1) パートナーシップ関係を解消したとき
- (2) 宣誓者が2人とも県外に転出したとき
- (3) 宣誓の要件に該当しなくなったとき(宣誓者同士で婚姻したときを除く。)
- (4) 宣誓時点で宣誓の要件を満たしていなかったことが判明したとき
- (5)「パートナーシップ宣誓書受領証」又は「パートナーシップ宣誓書受領カード」の不 正利用や変造等が認められたとき

4 子について届け出る場合

宣誓者は、その一方又は双方と生計を一にする未成年の子(実子又は養子)がいる場合において、「子に関する届出」をすることにより、宣誓書受領証等に子の氏名及び生年月日を記載することができます。また、同様に、宣誓書受領証等に記載した子の氏名及び生年月日の記載を削除することができます。

なお、満 I5 歳に達した子本人が、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」から自身の氏名等を削除する申立てをしたときは、県は、宣誓者に対し、子の氏名等を削除した宣誓書受領証等を交付します。この場合において、宣誓者は従前の宣誓書受領証等を返還することが必要です。

W	$+\sigma$	内容	1.一后	1音	1. ‡	す

年	月	日		
		宣誓継続申告者氏名		
		宫哲继结由生老氏 夕		
		宣誓継続申告者氏名		